

郡山市営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応に関する要綱

令和6年3月14日制定

[建設部住宅政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応に関し、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、民法（明治29年法律第89号）及び郡山市営住宅条例（平成9年郡山市条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 単身入居者死亡後の残置物への対応に当たっては、職員は、遺族、相続人等の感情に配慮するとともに、相続人等の財産権を侵害しないように留意しなければならない。

2 単身入居者死亡後の残置物への対応は、公営住宅法第15条の規定にのっとり、市営住宅の管理を適正かつ合理的に実施するため、速やかに行うよう努めるものとする。

(相続人の調査)

第3条 単身入居者が死亡した場合、職員は、速やかに相続人を調査するものとする。

(相続人が明らかの場合の対応)

第4条 単身入居者が死亡した場合で相続人が明らかなきときは、職員は、速やかに当該相続人と連絡を取り、残置物の移動、処分等を要請するとともに、明渡手続を行うよう要請するものとする。

(相続人が明らかでない場合の対応)

第5条 単身入居者が死亡した場合で相続人が明らかでないとき又は相続人の調査に時間を要するときは、職員は、当該単身入居者の親族、連帯保証人及びヘルパー、ケアマネージャー等の支援者（以下これらを「関係者」という。）を調査するものとする。

2 相続人が明らかでない場合又は相続人の調査に時間を要する場合で関係者が明らかになったときは、職員は、当該関係者と連絡を取り、残置物の移動、処分等について相談するものとする。

3 前2項の規定は、相続人に対し前条の要請を行ったにもかかわらず、当該相続人が残置物の移動、処分等を行わず、又は行う見込みがない場合に準用する。

(生ごみ等の処分)

第6条 次に掲げる場合で市営住宅を適切に管理するため緊急かつやむを得ないと判断するときは、職員は、相続人に代わり生ごみ等を撤去し、処分するものとする。

(1) 第3条の調査に相当程度の時間を要する場合

(2) 相続人に対し、第4条の要請を行ったにもかかわらず、当該相続人が残置物の移動、処分等を行わず、又は行う見込みがない場合

(3) 前条第2項の措置をとっても残置物の移動、処分等がなされず、又はなされる見込みがない場合

2 残置物は相続人の所有物であることに鑑み、生ごみ等の撤去及び処分は、必要最小限の範囲で行わなければならない。

3 生ごみ等の撤去及び処分は、必ず複数人で行い、その前後の様子を写真撮影し、記録を残さなければならない。

4 生ごみ等の撤去及び処分は、可能な限り、相続人又は関係者の立会いのもと、行うものとする。

(相続財産清算人の選任申立)

第7条 相続人の調査を行った結果、相続人が不存在であることが判明した場合は、職員は、相続財産清算人の選任申立てを行うものとする。

(指定管理者による管理を行う場合の読み替え)

第8条 市営住宅の管理の一部を指定管理者が行う場合、第2条から第6条中「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。

郡山市営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応に関する要綱 事務フロー

